

## 2 - 1 課 税 状 況

## (1) 申告及び処理の状況

区 分	合 計			営 業 等 所 得 者		
	人 員	総所得金額等	税 額	人 員	総所得金額等	税 額
	人	千円	千円	人	千円	千円
確定申告	185,876	919,879,748	46,365,712	55,969	211,426,542	13,462,674
修正申告	137	806,360	57,115	17	78,476	7,369
決定・増額更正	1	2,784	4	-	-	-
減額更正	-	-	-	-	-	-
更正請求	-	-	50	-	-	-
異議申立決定等	-	-	-	-	-	-
差引計	実 186,014	920,688,892	46,422,782	実 55,986	211,505,018	13,470,044
法第103条による税額	719	-	192,337			
合計	186,733	-	46,615,118			
過少申告加算税	内 -	-	-			
無申告加算税	内 8	-	429			
重加算税	内 8	-	-			
納税額総計	-	-	46,615,547			

調査対象：平成13年分の申告所得税について、申告又は処理(更正、決定等)による納税額がある者

調査時点：平成14年3月31日

(注) 1 加算税の「人員」欄は、延人員を掲げ、加算税の全額について異動を生じたものを内書きした。

2 「実」は、実人員を示す。

用語の説明： 1 更正請求とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等一定の理由に限り、一定の期間内に更正(改めなおすこと)の請求をすることをいう。

2 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。

3 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税である一種の行政罰の性格を有するものをいう。

(1) 過少申告加算税 ..... 期限内に提出された申告が過少であった場合において、修正申告書の提出又は更正があったことにより課されるもの。

(2) 無申告加算税 ..... 申告が期限後になった場合、又は決定があった場合に課されるもの。

(3) 重加算税 ..... 課税標準等又は、税額等の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は偽装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの。

## (2) 既往年分の課税状況

区 分	平 成 12 年 分			平 成 11 年 以 前 分			計		
	人 員	総所得金額等	税 額	人 員	総所得金額等	税 額	人 員	総所得金額等	税 額
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
申告又は処理による増減差額	内 7,333 14,217	34,192,449	1,942,359	内 1,546 4,685	12,683,613	1,322,397	内 8,879 18,902	46,876,061	3,264,756
加算税の増減差額	内 6,619 6,633	-	188,815	内 3,261 3,275	-	245,100	内 9,880 9,908	-	433,915
合計	-	-	2,131,174	-	-	1,567,497	-	-	3,698,671

調査対象：平成12年分以前の申告所得税について、申告又は処理(更正、決定等)による納税額がある者

調査期間：平成13年4月1日～平成14年3月31日

(注) 人員欄は延人員を掲げ、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを掲げた。

農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者			区 分
人 員	総所得金額等	税 額	人 員	総所得金額等	税 額	
人	千円	千円	人	千円	千円	
2,193	6,503,646	260,077	127,714	701,949,561	32,642,961	確 定 申 告
3	3,477	7,178	117	724,407	42,569	修 正 申 告
-	-	-	1	2,784	4	決 定 ・ 増 額 更 正
-	-	-	-	-	-	減 額 更 正
-	-	-	-	-	50	更 正 請 求
-	-	-	-	-	-	異 議 申 立 決 定 等
実 2,196	6,507,123	267,255	実 127,832	702,676,751	32,685,483	差 引 計

(3) 軽減免除の状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽 減 又 は 除 税 額
	人	百万円	百万円
租税特別措置法 の規定によるもの			
第24条 (開墾地等の農業所得の免税) 該当	-	-	-
第25条 (肉用牛の売却による農業所得の免税) 該当	39	157	16
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する 法律第2条 (所得税の軽減免除) の規定によるもの	-	-	-
合 計	実 39	157	16

(4) 所得者区分別構成図

